

大阪市規則第67号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(給料等の減額の特例) 第8条 条例第8条の任命権者の承認は、次に掲げる期間又は時間について行うものとする。 [(1)・(2) 略] <u>(3) 勤務時間規則第11条に規定する病気休暇を与えられた期間</u> <u>(4)～(6)</u> [略] (手当) 第9条 [略] [2・3 略] 4 前項の場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条第2項の職員の勤務成績による割合は、 <u>100分の105</u> （職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して総務局長が定める職員にあっては、 <u>100分の125</u> ）とする。ただし、同条例第2条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（やむ	(給料等の減額の特例) 第8条 [同左] [(1)・(2) 同左] [新設] <u>(3)～(5)</u> [同左] (手当) 第9条 [同左] [2・3 同左] 4 前項の場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条第2項の職員の勤務成績による割合は、 <u>100分の107.5</u> （職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して総務局長が定める職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> ）とする。ただし、同条例第2条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠

を得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤を除く。以下同じ。)のため勤務しなかった期間がある職員及び法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。以下「懲戒処分」という。)を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して総務局長が定める割合とする。 (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与) 第11条 [略] [2～7 略] 8 前項の場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年大阪市規則第160号)第5条第1項の職員の勤務成績による割合は、<u>100分の105</u>とする。ただし、同規則第2条第1号に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤のため勤務しなかった期間がある職員及び懲戒処分を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して総務局長が定める割合とする。	勤(やむを得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤を除く。以下同じ。)のため勤務しなかった期間がある職員及び法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。以下「懲戒処分」という。)を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して総務局長が定める割合とする。 (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与) 第11条 [同左] [2～7 同左] 8 前項の場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年大阪市規則第160号)第5条第1項の職員の勤務成績による割合は、<u>100分の107.5</u>とする。ただし、同規則第2条第1号に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤のため勤務しなかった期間がある職員及び懲戒処分を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して総務局長が定める割合とする。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する所定の勤務時間について病気休暇(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年大阪市規則第25号)第11条第1項に規定する病気休暇をいう。以下同じ。)を与えられた場合について適用し、同日前に開始した所定の勤務時間について病気休暇を与えられた場合については、なお従前の例による。